

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十六号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条の二を附則第十三条の二の二とし、附則第十三条の次に次の一条を加える。

（都市再生事業の用に供する不動産の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第十三条の二 法附則第十一条第七項本文に規定する条例で定める割合は、五分の一とし、

同項ただし書に規定する条例で定める割合は、二分の一とする。

附則第十四条第三号及び附則第十八条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条第三号及び附則第十八条第一項の改正規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。